

障害基礎年金の認定の地域差の是正を求める意見書

政府は、本年一月十四日、日本年金機構が実施した「障害基礎年金の不支給と決定された件数の割合（以下「不支給割合」という。）についての調査結果」を発表した。

調査結果によると、都道府県の事務センターにより障害基礎年金の障害認定に地域差があり、不支給割合の最も高い都道府県は大分県の二四・四パーセントで、最も低い県と比較すると約六倍の地域差が認められる実態が明らかになった。

さらに、この地域差の問題について、現在、「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域格差に関する専門家検討会」において等級判定のガイドラインとなる客観的な指標や就労状況の評価のあり方等について検討が進められている。厚生労働省は平成二十三年には問題を認識しながら昨年まで実態調査を実施していないなど、全ての国民が「健康で文化的な生活を営む権利」（生存権）を保障される上で、看過できない状況であると考えられる。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について必要な措置を講じられるよう強く要望する。

一 複数の障害認定審査医員がチェックする体制に改めるなど、判定の客観性を担保すること。

二 判定についての相談体制を充実し、申請者の利便を図ること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年八月六日

大分県議会議長 田 中 利 明

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 殿

参 議 院 議 長 山 崎 正 昭 殿

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 殿

厚 生 労 働 大 臣 塩 崎 恭 久 殿